

**建設工事の落札者から発注者への
資機材・労務費の高騰リスク情報（おそれ情報）の通知が義務化されました
～建設業法第20条の2第2項～**

建設業法の改正（令和6年12月13日施行）により、建設業者は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、落札者は、発注者に対してその旨を当該事象の把握のため必要な情報と併せて通知していただくこととなります。

おそれ情報の通知にあたりましては、以下によりお取り扱いいただけますようお願いいたします。

● **対象工事**

全ての建設工事が対象となります。

● **工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象の具体的な例**

事象は天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものとし、具体的な例は以下のとおりです。

- ① 主要な資機材の供給不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

● **通知の時期・方法**

落札決定後から請負契約締結の前までに、根拠情報と併せて、別記様式による通知書を発注者に提出してください。

● **通知書の様式**

千葉県ホームページ（入札のしおり関係（建設工事等））を参照してください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

● **その他**

上記取り扱いは、落札者が発注者に対して通知するものであり、入札時に通知する必要はありません。

また、該当する情報がない場合は、通知する必要はありません。

（担当）
県土整備部建設・不動産業課
契約・審査班
043-223-3116